

「東京都無電柱化計画(改定)」(案)に関する意見募集の結果

東京都は、令和3年5月7日(金)に「東京都無電柱化計画(改定)」(案)を公表し、ホームページへの掲載等を通じて、都民の皆様からご意見を募集しました。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。ここでは、お寄せいただいたご意見と、都の対応方針を紹介させていただきます。

□ 意見募集の期間と件数

(1) 募集期間

令和3年5月7日(金)から令和3年6月5日(土)まで

(2) 意見総数

11件

| No. | ご意見 | 都の考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | <p>私は東京都に在住しており、勤務先で電線共同溝整備に関連する部署に所属しておりますが、警視庁の交通信号関連の設備の地中化が遅れているために電気事業者・通信事業者の設備が地中化済にも関わらず電柱の撤去が進まないという話をよく聞きます。</p> <p>国を挙げての事業を東京都が実施しているのであれば国と東京都がしっかりと連携して民間企業に負担を掛けている地中化事業の成果が早期に出るようにして頂きたいと思います。</p> | <p>道路管理者による電線共同溝の整備と合わせて、交通管理者が設備を地中化し、最後に電柱の撤去を行います。ご指摘のような事例は工事の契約不調によって発生することがあります。</p> <p>引き続き、交通管理者とより密に連携し、事業効果が早期に発現できるよう取り組んでまいります。</p> |
| 2 | <p>自宅近くに世田谷通りがあり、世田谷区西部から狛江市にかけての、世田谷通りの歩道を頻繁に利用しております。</p> <p>世田谷区西部から狛江市内にかけての、世田谷通りに関する歩道は狭い区間が多く、電柱が歩道を邪魔している場合も多く見られます。</p> <p>今回の無電柱化に、世田谷区西部から狛江市にかけての、世田谷通りの無電柱化予定が無いように見受けられます。</p> <p>是非、世田谷区西部から狛江市にかけての、世田谷通りの無電柱化につきましても、ご検討いただけますと、幸いです。</p> | <p>「東京都無電柱化推進計画(改定)」(案)においては、第一次緊急輸送道路や環状七号線の内側エリア、主要駅周辺等の都道について、整備済区間との連続性を考慮し、5か年で整備(着手、継続整備または完了)する路線を定めています。</p> <p>ご要望の箇所については、第一次緊急輸送道路であるため、2035年度の完了に向けて無電柱化を進めてまいります。</p> |
| 3 | <p>立川市高松町にある都道16号立川通りについて</p> <p>電線を地中化したにもかかわらず、商店街に必要以上の街灯を設置したことにより景観が台無し。一度現地を視察して異常な数の街灯を確認されたほうが良いと思う、電柱をなくした意味が全くない</p> | <p>ご指摘の箇所については、道路管理者が設置する道路照明と地元商店会等が設置する装飾灯があります。</p> <p>道路照明は、道路交通の安全確保を図るために必要な設備であり、道路管理者が設置・管理しています。ご指摘の箇所においては、電柱に取り付けられていた道路照明を無電柱化に合わせて撤去し、新たに道路照明柱として設置しています。</p> <p>一方、装飾灯は、地元商店会等が地域の振興や利用者の利便性向上等を目的として道路占用の基準に則って、設置・管理しています。</p> |

※ お寄せいただいたご意見は、内容の要旨のみを表示させていただいております。

| No. | ご意見 | 都の考え方 |
|-----|---|--|
| 4 | <p>何をもって安全、安心と言えるのだろうか。電気が24時間365日絶え間なく使用できることが安心であり、安全な生活につながるという。</p> <p>島嶼地区にも当該計画による工事が施工されたらと伺う。それは、保守、メンテナンス等を管理、施工、工事が担える企業が常駐しているから可能だということ。小離島である「御蔵島」の現状をご存じだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道223号線における周辺環境等現状 ・車線がない程、幅員が狭小である ・歩道は存在しない ・舗装がすべてコンクリート舗装工である ・居住区域にある電柱は、官地ではなく、ほぼ民地である ・幅員拡幅工事も困難な地形である ・東京電力の事務所がない(工事施工会社の常駐も含む) <ul style="list-style-type: none"> ・地中化に伴う懸念事項 ・電柱供給と地中線ケーブル供給において、損傷時停電復旧の時間の差 <p>人命に係わるので、架空線設備による停電復旧時間を地中線設備による停電復旧時間が上回れば、資材、人材、設備等に乏しい小離島にも可能といえようが、現段階では「無理」という言葉が相応しいと言える。</p> | <p>一般的に、損傷時における復旧時間については、地中線設備の方が架空線設備よりも時間を要すると言われております。</p> <p>本計画では、台風などの自然災害により、電柱の倒壊や架空線の切断に伴う広範囲にわたる停電や通信障害を発生させない島しょ地域を実現するため、無電柱化を推進することとしています。</p> <p>いただいたご意見については、電線管理者とも共有し、無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。</p> |
| 5 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 電線を地中化するよりも、歩道にアーケードをかけ、その中に電線を納めた方が良い。夏の日射も防げ、連結送水管やドライストを併設する事もでき、防災にも地中化より役立つ。また十分な強度を持たせれば太陽光パネルを設置による低炭素化や歩行者を沿道建物からの落下物から守る事もできる。 2. 電線の地中化以外にも歩道のカサ上げや電線を通せるL溝の開発等も考えるべきだ。 3. 鉄道の架線やその支柱、高架鉄道の外壁も。電柱、電線同様景観を汚染している。地下化するべきである。 4. 都内には、多くの暗渠がある。これを活用した送電網をつくれれば、多少は、安価に地中化、無電柱化ができる。 | <p>都道における無電柱化は電線共同溝方式を基本とし、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線管理者等から意見聴取をした上で整備していますが、島しょ地域のような電力・通信などの需要の少ない地域では、小型ボックスを活用するなど簡易な構造とすることで、コスト縮減を図っていくこととしています。</p> <p>いただいたご意見については、電線管理者とも共有し、無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>「無電柱化事業のPR」について</p> <p>無電柱化に関する都民・国民の関心が薄いことが問題であると感じています。従来の都民へのPR方法に加えて、新たな手法を取り入れて頂きたいと考えております。</p> <p>電柱・電線が存在が問題視されるのは、主に惨事が起きた後です。</p> <p>人は、いつ発生するかわからない将来のこと、結果と原因の直接的な結びつきを頭で容易にイメージできないことに対して、リスクを過小評価する認知バイアスを持っています。</p> <p>それが故に、電柱・電線による災害時の被害の大きさやリスクは過小評価されていると考えられます。</p> <p>電柱・電線による災害時の損失・リスクを過小評価してしまう傾向があることを前提とした上で、無電柱化に関する関心を高める施策、PR活動を実施して頂きたいと考えております。</p> <p>無電柱化の日に合わせた啓発イベントや、地道な防災イベント活動等の継続に加えて、よりインパクトの高いPRを行ってみたいかがでしょうか？</p> <p>例えば、パブリシティの活用が一挙挙げられます。</p> <p>ガイアの夜明け、クローズアップ現代などのドキュメンタリー番組で無電柱化を取り上げてもらう。</p> <p>他にも、YouTubeの活用など。</p> <p>以上の通り、新たなPR方法の採用による、都民への啓発活動の強化により、都民の無電柱化に対する関心を高めて頂きたいと存じます。</p> | <p>無電柱化の推進に当たり、都民の理解と関心を深めることは重要と考えています。このため、「無電柱化の日(11月10日)」に合わせた啓発イベント等を展開するとともに、「東京動画」による無電柱化事業の紹介など広報・啓発活動の充実を図り、広く都民に無電柱化の意義や効果をPRする等、必要な施策を講じています。</p> <p>今後、無電柱化をより推進させていくためには、これまで関心の薄かった都民にも興味を持ってもらえるような新しいイベントや、事業の必要性を実感できるような効果的な事業PRを行っていかねばならないと考えています。</p> <p>いただいたご意見については、無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。</p> |

※ お寄せいただいたご意見は、内容の要旨のみを表示させていただいております。

| No. | ご意見 | 都の考え方 |
|-----|---|---|
| 7 | <p>「まちづくりにおける無電柱化の面的展開」について 都民の関心を高める取り組みの一つとして、都民から無電柱化して欲しい場所(面)のアイデアを募ってはいかがでしょうか？ 「潜在的な」無電柱化推進派の意見が公になること、彼らの声が道路管理者・電線管理者のもとに伝わることは殆どないと考えられます。 これらの埋もれた声を吸い上げる仕組み作りをお願いしたく存じます。都民に「参画している実感」を持たせることが、無電柱化に対する関心を高める一助になると考えられます。 例えば、誰でも簡単に様々なデバイスからアクセスできるデジタル目安箱のようなアプリがあれば、便利かと思えます。 手元のスマホやパソコンから声を上げることができるのであれば、わざわざ役所の専門部署に出向く必要はなくなります。 一例として、天気予報アプリ「ウェザーニュース」のように、ユーザーが無電柱化して欲しい場所の写真や位置情報を自由に投稿できるアプリをイメージしております。 また、積み上がったビッグデータを分析し活用すれば、都民の関心が高い道路を優先的に無電柱化するという取り組みも可能となります。</p> | <p>都は、「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」を目的に、都内全域で無電柱化を進めており、事業効果を早期かつ効果的に発揮させていくため、防災上重要な第一次緊急輸送道路や主要駅周辺の都道などの路線を選定し、整備を推進することとしています。 これら路線の着実な無電柱化には、沿道の方々の理解と合意を得ることが重要です。そのためには、事業の必要性を実感できるよう、効果的な事業PRを行っていかねばならないと考えています。</p> <p>いただいたご意見については、無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。</p> |
| 8 | <p>「技術開発・コスト削減の促進」について 低コスト化技術の開発を促進させるための具体的な制度を整備頂きたく存じます。 民間企業による技術開発をモチベートするような土壌、新技術を評価・認定するような制度を整備頂くことで、低コスト化技術の開発は促進され、結果的に無電柱化の推進に繋がると考えられます。</p> <p>例えば、モデル事業を選定し、新技術を試験的に実際の現場で使い、有効性を検証する制度があれば、日の目を見ない技術も実績を付けられると思います。 低コスト化技術として見通しがある新技術については、道路管理者を中心に電線管理者及び開発企業と協力して、試験施工を行い、技術評価を行うことに加え、民間企業に対して補助金による援助を行い、更なる改善を促すといったサポートの仕組みがあると、民間企業のモチベーションの源泉となると考えられます。</p> <p>道路管理者・電線管理者の協力の下、「その技術をどのように改良または活用すれば、無電柱化を推進できるか？」といった前向きな議論に結び付ける土壌・仕組みを作ることで、民間企業のモチベーションを削ぐことなく、競争原理により技術開発が促進されると考えられます。</p> | <p>都は、電気・通信事業者と連携して技術検討会を設置し、多様な整備手法や低コスト手法の開発に取り組んでいます。この検討会において、管路を浅く埋めることによる土工の減少や特殊部の小型化等により低コスト手法の確立を図っています。</p> <p>また、民間等で開発された優れた新技術の情報を組織として共有し、施工する工事に積極的に活用することとして、「新技術評価選定取扱要領」を策定し、新技術の開発者の方などから提案を受け情報収集しています。提案を受けた新技術のうち、事業効果が期待できるものを選定し、「新技術情報データベース」としてとりまとめ、情報提供しています。</p> <p>いただいたご意見については、無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。</p> |

※ お寄せいただいたご意見は、内容の要旨のみを表示させていただいております。

| No. | ご意見 | 都の考え方 |
|-----|---|--|
| 9 | <p>「4.7 技術開発・コスト削減の促進」(52ページ)で、技術検討会を設置し、『(前略)新たな管路材の採用による材料費の削減・施工性の向上、(中略)、低コスト手法の確立を図っている。』としています。</p> <p>意見＝管路材の「低コスト」を追求する場合、インシャルコストのみでなく、今後の維持管理等も含めて考える必要があり、管路材の耐用年数に応じたライフサイクルコストにおいて低コスト化できるものを採用していく必要があると考えます。</p> <p>現状の「東京都電線共同溝整備マニュアル」では、長期耐久性の考え方(耐用年数に対する性能・評価基準)等が示されておらず、新たな材料を採用していく中で、単にインシャルコストが安価だけで採用される恐れがあると考えられます。</p> <p>従って、長期耐久性に関する一定の考え方を規定すると同時に、ライフサイクルコストにおいて低コストとなる管路材を採用すべきと考えます。</p> <p>また、新たな技術開発において、電線管理者様等が中心になっていますが、管路材のノウハウを持っている管路材メーカーも参画できるような構成とすることがより、精度の高い技術開発を、スピード感をもって推進することができると思いますので、是非、無電柱化計画で明示して頂きますよう要望します。</p> | <p>管路材の選定に当たっては、材料費の他に強度、施工性、耐久性などを考慮しています。</p> <p>都は、企業者向けイベントの機会を捉えて、都の無電柱化の取組状況や低コスト手法の導入等について事業者へのPRを実施するなど、民間の技術開発による多様な整備手法や低コスト手法の技術革新を促進しています。</p> <p>今後の無電柱化に当たっては、電線管理者と連携し、新材料等を積極的に活用するなど、引き続きコスト削減に取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>いただいたご意見については、電線管理者とも共有し、無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。</p> |
| 10 | <p>無電柱化が進まない理由として、下記等があると考えていますのでよろしく願います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法が守られていない ・道路法32条適用除外なのに道路占用書類を提出させる、その上特別措置法の10条の回答が貰えない ・仮の32条を出している(法律・条例規定無し) | <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法(以下、「電共法」という。)における占用許可等の事務手続きについては、まず、電線共同溝整備道路の指定を行い、占用を希望する各企業からの電共法の第4条(電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請)による占用申請をもとに電線共同溝を整備します。</p> <p>電線共同溝の整備は長期間に及ぶため、整備されたところから順次、各企業者が電線等を敷設していますが、全ての工事が完了しなければ電共法の第10条における占用許可が出来ないこととなっています。</p> <p>そのため、占用予定者が建設完了前の電線共同溝に電線等を敷設する必要がある場合には、道路法の第32条第1項による占用申請を提出いただくこととしています。道路管理者は、建設完了後の管理に支障がない場合に占用を許可しています。先行的に電線共同溝に敷設することで、早期の電柱撤去などが可能になります。</p> <p>電線共同溝の建設完了後は、道路法第32条第1項による占用申請の廃止届を提出いただき、電共法の第10条における占用許可を行います。</p> <p>また、電線共同溝の整備における各種手続きの簡素化等により、事務処理の迅速化に取り組めます。</p> |
| 11 | <p>電柱には、地域名と通し番号を書いた「番号札」がついている。その地域名が、今は消えてしまった昔の地名になっていることが多く、痕跡を辿るには重要な情報源である。</p> <p>「番号札」は文化、防災の観点から重要なものであり、無電柱化が進んでも、容易にみえる形で残していただきたく存じます。</p> <p>なお、これらは「プラタモリ」(NHK)で学んだことである。</p> | <p>いただいたご意見については、電線管理者とも共有し、無電柱化を推進する上で参考とさせていただきます。</p> |

※ お寄せいただいたご意見は、内容の要旨のみを表示させていただきます。